

第 22 回 岩国市都市計画審議会

議 事 録

(写)

平成 29 年 3 月 23 日

第22回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 平成29年3月23日（木曜日） 14時～15時

○場 所 岩国市役所6階 議会会議室

○次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 会長の選任

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 議案第32号 岩国都市計画下水道の変更（川下都市下水路の廃止）

(4) 議案第33号 岩国都市計画下水道の変更（岩国市公共下水路の変更）

(5) 諮問第16号 岩国市の都市計画に関する基本的な方針の改訂について

3 閉 会

○出席者〔委員16人〕

委 員（1号委員）

榑原弘之 塚本俊明 長野寿 隅喜彦 廣田登志子

（2号委員）

植野正則 越澤二代 丸茂郁生 松川卓司

（3号委員）

加田厚代理委員 福田仁志代理委員 岡田浩二

（4号委員）

浅田睦子 藤重保章 宮川洋 田村巖

○欠席者〔委員1人〕

委 員（1号委員）

梅川仁樹

○傍 聴〔1人〕

[14時 開会]

○事務局 定刻となりましたので、本日の審議会を始めたいと思います。本日は、大変お忙しいところ、岩国市都市計画審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。只今から、第22回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。私は、事務局を担当しております、都市計画課の鮎川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、会議の開会にあたり、高崎都市開発担当部長より御挨拶申し上げます。

○事務局 皆さんこんにちは。すっかり春めいてまいりました。私の家の近くでも朝早くから鶯が鳴いておりまして、春の訪れを感じております。皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、第22回都市計画審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より、都市計画行政をはじめ、市政全般にわたりまして、御理解、御協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。さて、今回の審議会では、3つの議事につきまして、御審議をお願いすることとしております。

まず、都市計画下水道の変更についてです。川下地区につきましては、これまでに、雨水排水の整備を進めてまいりましたが、このたび、川下地区の生活環境の改善及び公共水域の水質保全を図るため、雨水に加え、汚水の整備を進めることとなりました。そのため、川下地区を公共下水道の区域へ編入する都市計画下水道区域の拡大を行うものでございます。

次に、今年度に入り、4月、10月、11月の3回にわたって、「岩国市都市計画マスタープラン」の改訂案について御報告させていただいております。今回の審議会では、パブリックコメントを経て作成しました、最終の改訂案について、御意見をお伺いしました後に、内容を決定し、公表することとしております。

以上の3つの議事につきまして、後ほど、事務局から御説明をさせていただきますが、委員の皆様方におかれましては、各分野における御経験を踏まえ、忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、御協力の程、よろしく御願申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、議事に入ります前に、委員の交代について報告します。1号委員及び4号委員の任期満了にともない、平成29年2月23日付けで、新たに委員の委嘱をさせていただきましたので、委員の御紹介をさせていただきます。なお、都市マスタープランの改訂を進めていることもあり、基本的には再任をさせていただいているところです。それでは、お手元に配布しております名簿順に御紹介させていただきます。失礼ではございますが、着席して進めさせていただきます。

1号委員として、

国立大学法人山口大学大学院理工学研究科准教授 榊原弘之委員でございます。

岩国市社会福祉協議会会長 隅喜彦委員でございます。

国立大学法人広島大学産学・地域連携センター地域連携部門・教授 塚本俊明委員でございます。

岩国商工会議所会頭 長野寿委員でございます。

岩国市教育委員会委員 廣田登志子委員でございます。

岩国市農業委員会会長として新たに梅川仁樹委員に就任いただきましたが、本日所用により欠席の連絡をいただいております。

4号委員といたしまして、

浅田睦子委員でございます。

田村 巖委員でございます。

藤重保章委員でございます。

宮川洋委員でございます。

なお、2号委員、3号委員につきましては変更ございません。以上、17名の委員により、新たに都市計画審議会を組織しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、本日の委員の出席について御報告申し上げます。本日、梅川委員が所用により欠席との連絡をいただいておりますが、委員17名のうち16名の出席がありますので、岩国市都市計画審議会条例第7条第2項の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、国土交通省山口河川国道事務所所長の廣川誠一委員につきましては、公務のため、加田厚副所長が代理で御出席でございます。また、山口県岩国土木建築事務所所長の小澤雅史委員につきましては、公務のため、福田仁志次長が代理で御出席でございます。なお、隅委員、廣田委員は、この後、別の会議に出席される関係から、途中で退席されると伺っておりますので、お知らせいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。先日開催通知とともに送付させていただきました、第22回審議会資料、別冊資料、また、本日席上には、議事日程、委員名簿、配席表、を配布させていただいております。以上となりますが、よろしいでしょうか。

それでは、お手元に配布してあります議事日程に基づき、議事を進めさせていただきます。この度の体制の更新にともない、只今から会長を選任していただくわけですが、会長選任までの間、事務局の高崎都市開発担当部長が代わりに議事進行をさせていただきます。それでは、高崎が議長席に移らせていただきます。

○事務局 それでは、これより議事に入らせていただきます。議事日程の第1「会長の選任について」ですが、岩国市都市計画審議会条例第6条第1項では、「審議会に会長を置く」と規定し、第2項で「会長は、第3条第2項第1号に掲げる委員」すなわち知識経験者のうちから委員の選挙によって定めることとされています。

また、岩国市都市計画審議会条例施行規則第3条第1項では、選挙について、「委員の単記無記名投票によってこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする」と規定されています。

また、同規則第3条第2項では、その選挙について、「委員の中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。この場合において、被指名人を当選人と定めるべきかどうかを審議会の会議に諮り、委員の全員の同意があったときは、当該被指名人を当選人とする」と規定されています。委員の皆様には、条例、規則の規定を踏まえていただき、会長を選任していただきたいと存じます。

それでは、会長の選任方法につきまして、委員の皆様から御意見をいただきたいと存じます。

(「指名推薦」の声)

○事務局 指名推薦という意見がありましたが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○事務局 それでは、会長の指名につきましては指名推薦といたします。どなたか推薦が有る方はお願いします。

(「塚本委員を推薦します」の声)

○事務局 塚本委員に会長をとの推薦がありました。御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○事務局 御異議がないようですので、塚本委員を会長に選任することに同意される方は、挙手をお願いします。ありがとうございます。本日御出席の全委員さんの同意がありましたので、塚本委員が会長に選任されました。では、これからは、塚本会長に議事進行をお願いします。それでは、会長よろしくをお願いします。

○塚本会長 只今、会長ということで御推薦いただきました。円滑な議事に努めたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

それでは議事に戻りたいと思います。続いて、副会長の選任をさせていただきます。条例第6条第5項には、「会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が副会長となり、その職務を代理する」と規定されています。それでは、副会長の選任に入りますが、条例の規定から私から指名させていただきたいと存じます。私から副会長には、引き続き長野委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○塚本会長 それでは、御異議がございませんので、副会長に長野委員を指名します。長野委員、よろしくをお願いいたします。

○長野副会長 こんにちは。只今、副会長を仰せつかりました。ふつつかではございますがよろしくお願います。

○塚本会長 それではこれより議事に入ります。本日の会議は、都市計画審議会条例施行規則第12条の規定に基づき公開で行います。傍聴のルールにつきましては、都市計画審議会の公開及び傍聴に関する要綱に基づくこととしますので、傍聴人の皆様は御協力をお願いします。

それでは、お手元に配布してあります議事日程に基づき、議事を進めさせていただきます。日程第2「議事録署名委員の指名について」でございますが、本日の会議を進めるに当たりまして、規則第13条では、「会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員2人が署名押印の上、保存するものとする」と規定されているため、長野委員、植野委員を本日の会議の議事録署名委員に指名します。よろしくお願います。

続きまして、日程第3「議案第32号 岩国都市計画下水道の変更について」および日程第4「議案第33号 岩国都市計画下水道の変更について」ですが、関連がありますので一括して審議したいと思います。よろしいでしょうか。では、事務局から説明をお願いします。

○事務局 皆さんこんにちは。都市計画課長の善本でございます。失礼ですが着席して進めさせていただきます。それでは、岩国都市計画下水道の変更としまして、議案第32号 川下都市下水路の廃止、議案第33号 岩国市公共下水道の変更についてパワーポイントに沿って説明させていただきます。

はじめに、下水道整備の方式等、下水道事業の概要について、今回の都市計画決定に関係する部分を中心に説明させていただきます。

岩国市都市計画の区域内における都市計画下水道は、雨水・汚水を排除及び処理する目的で、公共下水

道、流域下水道を、また雨水のみの排除を目的とした都市下水路が決定されております。まず、公共下水道は、主として市街地における下水として、汚水および雨水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理するもので、岩国市においては、それぞれが処理場を持っている岩国都市計画下水道の一文字処理区と尾津処理区、岩国南都市計画下水道の由宇処理区があります。今回の都市計画決定は、尾津処理区の区域拡大の変更となります。

次に都市下水路は、都市計画区域内の市街化区域で、雨水排除のみを目的とするもので、岩国市においては、岩国都市計画下水道の川下地区のみとなっています。今回の議案の中で、川下地区を公共下水道の雨水として編入することとなり、都市下水路については廃止となります。

流域下水道は、ほぼ公共下水道と同じ仕組みで、2つ以上の市町村の区域にまたがって下水を排除し、又は処理するものを言い、周南処理区の玖珂処理分区と周東処理分区がありますが、今回の議案には直接関係ありません。

こちらが、今回の変更に関係する岩国都市計画下水道の区域図です。はじめに、岩国都市計画区域内の公共下水道ですが、図の青色で示した、一文字処理区と、ピンク色で示した、尾津処理区の、2つの処理区域があり、生活雑排水などの汚水につきましては、それぞれ、一文字終末処理場、尾津浄化センターで処理し、雨水につきましても、現在、雨水渠を整備しております錦見排水区を受け持つ錦見ポンプ場、整備済みの今津排水区、麻里布排水区をそれぞれ受け持つ今津ポンプ場、一文字ポンプ場で川や海など公共用水域に排除し、浸水被害の軽減に努めているところでございます。次に、都市下水路ですが、図の赤色で示した区域を川下都市下水路として都市計画決定しております。都市下水路は、汚水処理に先行して、区域内に降った雨水のみを川や海など公共用水域に排除することを目的としており、旭町排水区を受け持つ旭町ポンプ場、中津排水区を受け持つ中津ポンプ場を整備し、浸水被害の軽減に努めているところでございます。

それでは、都市下水路及び公共下水道の仕組みについて御説明します。まず、都市下水路では、浸水被害軽減のため、区域内に降った雨水を公共用水域に排除することを目的としていますので、公共下水道とは異なり、汚水を処理する終末処理場がありません。雨水管は、雨水排水ポンプ場等に接続されており、河川や海に排水されます。川下地区では、現在、すでに主要な雨水排水管が整備され、旭町ポンプ場と中津ポンプ場の2カ所の雨水排水ポンプ場によって、それぞれの排水区域内の雨水を排除していますが、汚水処理については未整備となっています。

次に、公共下水道の仕組みについて御説明します。公共下水道には、大きく分けて、合流式と分流式の2つの処理方式があります。どちらの方式も、家庭から出る汚水は終末処理場で処理されます。図の左側の合流式では、区域内の雨水と汚水を合流管と呼ばれる一つの管で、一緒に排水し、処理します。合流式のデメリットとして、大雨の時など汚水は希釈されるものの終末処理場の処理能力以上の排水は、汚水が処理されないまま公共用水域に放流され、水質汚染の原因になるという問題がありますが、岩国市においては、合流改善を実施していますので、水質汚染の問題は解消しています。

この合流式で整備されている地区は、一文字処理区の岩国駅周辺及び市役所周辺で、戦災復興等の区画整理事業で整備された地区のみが該当します。分流式では、区域内の雨水と、家庭から出る汚水を別々に排水します。岩国都市計画区域では、公共下水道の整備区域のうち、尾津処理区、一部を除く一文字処理

区が分流式で整備されています。

分流式の雨水管は雨水排水ポンプ場に接続されており、集められた雨水は、雨水排水ポンプ場から放流渠を通して、河川や海に放流されます。この点は、都市下水路の雨水処理と同様といえます。分流式における汚水管は、区域内の家庭から出る汚水のみを排水します。図にありますように、同じ区域内に整備される雨水管と汚水管を比較すると、汚水管は雨水管の様に一時的に大量の水が流れる事が無いので、汚水管の方が小さい管で排水させることができます。現在は下水道の役割として、公共用水域の水質保全が位置付けられていることから、新たに整備される公共下水道は分流式が主流となっています。川下地区においても、公共下水道で決定された場合には、尾津処理区に編入されますので、分流式で整備される事になります。川下地区は川下都市下水路の計画に基づいて、主要な雨水管は既に整備されていることから、公共下水道の雨水に関しては整備済み扱いとなり、今後は、汚水処理施設である汚水管を新たに整備して行くこととなります。

次に、下水道の供用開始までの手続き等の流れを簡単に御説明致します。向って左半分が下水道法に基づく手続き、右が都市計画法に基づく手続きになります。今回御審議いただく都市計画の変更は、図の黄色で示した部分になります。まず、下水道法の上位計画としまして、『広島湾西部水域流域別下水道整備総合計画』『山口県汚水処理施設整備構想』『岩国市汚水処理施設整備構想』があります。これらを踏まえて、岩国市全体の公共下水道の整備計画を定めた、公共下水道基本計画（全体計画）を策定しています。このうち、都市計画区域内については、下水道事業を実施するにあたり、今回、審議会にお諮りする、都市計画法に基づく都市計画決定を行うこととなります。都市計画決定後は、概ね5～7年程度の間に整備可能な内容について下水道法に基づく公共下水道事業計画の策定をおこないます。更に、公共下水道事業計画で定められた区域について、都市計画事業として事業を開始するために、都市計画法上の事業認可を受けます。都市計画法上の事業認可まで完了しましたら、下水道事業の着手となり、まずは実施設計を行い、その後順次、管渠等の整備を実施し、整備が終わりましたら、供用開始となります。

ここから、今回の都市計画決定の変更についての説明となります。今回の都市計画の変更内容をお話しする前に、現在の都市計画決定の状況について御説明いたします。

こちらが、現在の岩国都市計画下水道の主な決定内容です。はじめに公共下水道ですが、図の青色で示した一文字処理区と、ピンク色で示した尾津処理区の、2つの処理区域が都市計画決定されております。区域内の排水管は、それぞれ一文字終末処理場、尾津浄化センターの、終末処理場につながっています。処理区域面積は一文字処理区が約906ha、尾津処理区が約966haとなっています。次に、都市下水路ですが、図の赤色で示した区域が川下都市下水路として都市計画決定されています。排水区域面積は約199haです。区域内には、旭町ポンプ場、中津ポンプ場の2カ所の雨水排水ポンプ場が都市計画決定され、現在、共用しています。

公共下水道のうち、尾津処理区の汚水処理を受け持つ終末処理場が尾津浄化センターで、尾津町5丁目に所在しています。尾津浄化センターでは、尾津処理区内から、分流式によって汚水のみが集められ、処理されたのち放流渠を通じて海へ放流されています。今回の変更によって、川下地区の家庭などから出る汚水については、将来的に尾津浄化センターまで汚水管で運ばれ、ここで処理される事になります。

現在、川下地区で都市計画決定されている川下都市下水路について説明します。川下都市下水路は昭和

47年に都市計画決定され、昭和48年から、雨水浸水被害軽減のための整備を行ってまいりました。区域面積は約199haです。雨水処理施設として、旭町ポンプ場と中津ポンプ場の2カ所の雨水排水ポンプ場が都市計画決定されており、区域内の雨水を排出しています。また、雨水をポンプ場まで運ぶ為の主要な管渠と、集められた雨水をポンプ場から河川に放流する放流渠が、図の通り、都市計画決定されています。なお、これらのポンプ場や管渠は整備済みとなっています。

続きまして、今回の都市計画決定の変更内容について御説明いたします。このたびの変更では、新たに公共下水道事業実施が確定した川下地区の生活環境の改善、および公共水域の水質保全を図るため、岩国市公共下水道の区域を川下地区に拡大するものです。これに伴い、川下都市下水路を廃止して岩国市公共下水道の雨水として編入し、汚水・雨水の一体的な整備を進めるものです。

現在の川下都市下水路約199haの区域について、川下都市下水路を廃止します。同時に、現在、川下都市下水路となっている区域を全て、新たに公共下水道の区域として都市計画決定し、汚水処理の為の整備をすすめていくこととなります。なお、この地区の汚水は、これから整備する門前川の地下を通る污水管を使って、尾津浄化センターまで運ばれて処理されることとなります。また、尾津処理区の汚水処理区域に川下地区が加わることで、尾津処理区の処理面積が約1,150haに拡大することに伴い、尾津浄化センターにつながる一部の下水管渠が1,000ha以上の区域を受け持つ事となります。『都市計画運用指針』では、「1,000haを越す排水区域を担う管渠は都市計画で定める事が望ましい」とされていることから、スライドの赤色で示した污水幹線、尾津1号污水幹線を新たに都市計画決定いたします。

ここで、川下地区の変更内容について、改めて御説明します。今回の変更では、図の赤色で囲った川下都市下水路の区域を、公共下水道の尾津処理区とする区域拡大の変更となります。また、区域内の、2カ所のポンプ場、旭町ポンプ場、中津ポンプ場について、公共下水道の雨水の施設として追加します。この2カ所のポンプ場は、現在既に稼動しておりますが、引き続き、分流式公共下水道の雨水排水の為の施設として稼動することとなります。ピンク色で示した区域と施設が、今回新たに公共下水道の尾津処理区の区域として都市計画決定されます。また、赤色で示す、1号から3号幹線および放流渠の管渠については、すでに整備済みであり、今後も引き続き雨水排水のために稼動しますが、公共下水道区域内で、1,000haに満たない区域を受け持つ下水管渠や雨水の放流渠は、都市計画上、定める必要がありませんので、公共下水道の施設として都市計画決定は行いません。こちらが変更後の川下地区の都市計画下水道の区域及び施設となります。川下都市下水路を廃止し、岩国市公共下水道に編入することにより、今後は、川下地区において汚水処理もあわせて、一体的に整備を行っていきたいと考えております。

次に、2つ前のスライドで触れた、下水管渠の追加について御説明します。スライドでは、尾津浄化センター付近の位置図を示しています。今回の変更によって、公共下水道の尾津処理区は、約1,150haに拡大します。排水区域が1,000haを越える処理区域を受け持つ污水幹線は都市計画決定する事が望ましいとされていることから、今回新たに、尾津1号污水幹線の一部を都市計画決定します。図の赤色で示した区間が、今回新たに、尾津1号污水幹線として都市計画決定される幹線です。この区間は、既に整備済みであり、今回の変更に伴って、改めて都市施設の一部として都市計画決定されるものです。

今回の岩国市公共下水道の変更内容についてまとめますと次の通りです。先程までの説明の通り、岩国市の公共下水道について、今回の変更案では、川下都市下水路を廃止し、同時に川下地区を、公共下水道の

尾津処理区に編入します。これにより、更なる生活環境の改善、及び公共用水域の水質保全を図ろうとするものです。この変更以降は、川下地区において、雨水処理に加えて、汚水処理の施設の整備をすすめていく事になります。

お配りした資料のうちA4の、都市計画決定図書を御覧ください。1ページからになります。議案32号 岩国都市計画下水道の変更について 川下都市下水路の廃止 に関する変更理由については3ページになり、先程までの説明の通りです。決定前及び、決定後の変更点を示した新旧対照表は資料の4ページの通りです。川下都市下水路を廃止することにより、川下都市下水路の排水区域は無くなります。

次に、こちらは、下水管渠及びその他の施設についての新旧対照表です。資料の5ページになります。これらの施設については、今後は公共下水道の施設に編入され、引き続き、区域内の雨水の排水を行います。

次に、議案33号岩国市都市計画下水道の変更になります。資料は7ページからになります。今回の都市計画決定の内容および変更理由については、先程までの説明の通りで、資料の8ページから10ページになります。決定前及び、決定後の変更点については、お手元にお配りした資料の11ページから14ページの新旧対照表にお示ししております。川下地区が、新たに公共下水道の尾津処理区に加わるため、岩国市公共下水道の面積が、約1,872haから、約2,056haに拡大します。内訳としては、尾津処理区の排水区域が約966haから、約1,150haに拡大します。

こちらが、下水管渠及びその他の施設についての新旧対照表です。お配りした資料の12ページから14ページには、都市計画決定されている公共下水道の施設が全て記載されていますが、スライドでは今回の都市計画決定によって変更となる部分のみを表示しています。下水管渠の尾津1号汚水幹線が新たに追加される経緯については、先程御説明しました通りです。その他の施設として、新たに追加されている中津ポンプ場及び旭町ポンプ場は、川下都市下水路で雨水排水を担った施設が、今回の都市計画決定により、公共下水道の施設として編入されます。

続きまして、今回の都市計画変更に伴う手続について御説明いたします。今年の1月7日に、川下出張所において住民説明会を開催し、62人の市民の方の参加がありました。また、昨年12月22日から今年の1月26日までの間、都市計画変更素案の閲覧期間を設け、公述の申し出を受け付けましたが、期間中に公述の申し出はありませんでした。したがって、公聴会は開催しておりません。続いて、先月の9日から23日まで「都市計画の案の縦覧」を行いました。縦覧期間中、変更案に関する利害関係者や地権者からの意見書の提出を受け付けましたが、意見書の提出はありませんでした。これらの手続を経て、本日、審議会にお諮りしております。本日の審議会で委員の皆様から頂いた御意見を踏まえ、来月中旬に県知事宛の協議を行い、5月中旬に決定の告示を行う予定としております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○塚本会長 ありがとうございます。議案第32号、議案第33号について一括で御説明頂きました。只今の事務局の説明について、御質問、御意見等ございましたら挙手の上おねがいします。

○田村委員 尾津浄化センターの処理能力は大丈夫でしょうか。

○事務局 処理能力ですが、尾津浄化センターについては、フルスペックでの整備はされておられません。2池のうち、1池が稼働しておりまして、今後流入量が増えますと、2池目が稼働し、また増設と言うかた

ちになっていこうかと思えます。能力的には十分あります。

○田村委員 わかりました。

○塚本会長 ありがとうございます。他にございますか。どうぞ。

○植野委員 川下都市下水路について、先程御説明いただきまして、幹線については説明が有ったところですけども、川下地区 199 h a の雨水の処理については、ほぼ 100%の整備率と理解して宜しいでしょうか。

○事務局 幹線管渠につきましては、ほぼ整備済みですが、浸水等のある区域につきましては、河川課の方で、枝管等の整備を進めているところです。ポンプ等の整備についてはフルスペックでの整備になります。

○植野委員 今後、川下都市下水路の区域を公共下水道に切り替えていくという事でございますが、御説明の中で、都市計画決定の後に事業認可を受けていくというお話でしたが、5年から7年の期間を区切って事業認可を受けていく事になるかと思えますが、この 199 h a の分流式下水道としての汚水管の整備にどの程度の期間がかかるのか、目論見がございましたら教えて頂けたらと思えます。

○事務局 今年度基本設計を行っておりまして、その成果によって目安がつかうかと思えます。ただ、199 h a を5年から7年程度では整備できませんので、今回の事業計画につきましては、約 50 h a 程度を事業計画として7年程度で進められる範囲という事で考えております。

○植野委員 それからいきますとだいたい30年かかるという目論見でという事になりますか。

○事務局 最初に2～3年の測量設計等で、実際の工事にかかるのは、31年度からになります。そして一番初めに、先程の説明にもありましたが、門前川の下を通らないといけませんのでそれに少し時間がかかると思えます。ですので、30年とはかからないかもしれませんが、その辺りは未定です。

○宮川委員 計画図を見ますと下水管の既に設置済み、または今後設置する物で、鉄道軌道を横断するケースですが、つまりJRの線路の下ですけども、これは鉄道管理者との折衝または協議はスムーズに運ぶものなのでしょうか。

○事務局 現在、鉄道を横断する部分につきましては、国道等になりますので、国道部分で鉄道の下を潜る予定としておりますので、国道の協議をした後に、JRと近々協議に行く予定としております。

○塚本会長 ありがとうございます。はい、お願いします。

○越澤委員 川下地区の雨水の処理については、川下地区は大変低い土地ですので、0 mの範囲も広いと思えます。その中で、ポンプがフルスペックで動くようになっているという事でしたが、大体どの位の水量で計画をされているのでしょうか。

○事務局 雨水につきましては、5年確率の43mmで降った場合についての整備が済んでおります。

○越澤委員 5年確率の43mmということですが、近年異常気象による集中豪雨やゲリラ豪雨が非常に心配されています。そう言った中で、今の計画でどうなのかなという心配が有るのですが、その辺りは如何ですか。

○事務局 現在、都市建設部長からも、その辺りについて今後検討が必要であろうと言われておりまして、試行錯誤しているところです。今はまだ方向性が決まっていませんので、この場ではっきりしたことは申し上げられないのですが。

○越澤委員 この部分が一番心配だと思っています。学校や公共施設もありますし、川下地区の公共下水の場合、雨水対策が一番懸念しているところですので、今後どのように計画されていくのかという点は皆

さん心配されている所かと思えます。川下の土手の中は小さな盆地のようなものですから、その辺の排水ポンプの能力を増やすとか、そういったことが考えられますので、今後その点はしっかりと検討していただきたいと要望しておきます。

○事務局 仰るように、この辺は5年確率ですので、5年確率で整備されている所については、確率年を少しでも上げられるような方法を考えていきたいと思えます。

○塚本会長 他にございますか。はい、お願いします。

○丸茂委員 先ほど田村委員から、尾津浄化センターの能力について、大丈夫なのかと言うお話がありましたが、今後、能力を増加していくというお話でしたけども、尾津処理区に野球場や米軍住宅も出来ていく事になっているかと思えますが、そういった事も見越したうえで計画されているのでしょうか。

○事務局 昨年度事業計画の変更を行っております。それについては、野球場等から出てくる汚水がどのくらいと言う資料を頂いた上で検討を行っております。

○塚本会長 他にございますか。それでは、皆様の御意見もいただきましたので、そろそろ審議会としての意見を取りまとめたいと思えます。御質問は有りましたが、特に修正が必要になるような御意見は無かった様に思えます。このたび付議されました議案第32号および議案第33号について、原案のとおり可決決定することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○塚本会長 御異議がないものと認めます。よって、議案第32号および議案第33号について、当審議会として原案のとおり可決決定した旨、市長に答申いたします。ここで下水道課は退席されます。

続きまして、日程第5「諮問第16号 岩国市の都市計画に関する基本的な方針の改訂について」説明を受けたいと思えます。

○事務局 それでは、諮問第16号 岩国市の都市計画に関する基本的な方針の改訂について、御説明させていただきます。お配りしております資料本編、表紙に青い帯の付いた資料の、24ページをお開きください。岩国市都市計画マスタープランの改訂の経緯をお示ししております。本マスタープランの改訂にあたっては、これまで、委員の皆様から適宜御意見をいただきながら、内容の精査を行ってまいりました。本日の諮問につきましては、パブリックコメントを経て作成した最終の改訂案について、正式に審議会にお示しし、御意見をいただくものでございます。

次に、前回、11月24日の審議会以降、審議会から意見を受けた修正、パブリックコメントを受けた修正等を行っておりますので、御報告させていただきます。資料の右側、25ページを御覧ください。前回の審議会において、地域別構想及び実現化方策の改訂案に対していただいた御意見のうち、計画案への反映を行ったものについて、取りまとめております。

それぞれ、御意見とその対応について御説明いたします。なお、対応につきましては、お配りしております別冊資料にて確認していただければと思えます。

まず1点目は、岩国駅周辺に関する方針の中に、公共交通機関というキーワードを入れることについての御意見でございます。別冊資料は、74ページをお開きください。②道路・交通環境の5点目でございますが、当初案では「駅前広場等の整備により、駅利用者の利便性の向上を図る」としておりましたが、御意見を踏まえまして、「鉄道やバス等の公共交通機関の利便性向上及び交通結節機能の強化を図る」と修正

しております。

2点目は、南岩国地域の基本方針に、愛宕山の施設整備に関する項目を入れることについての御意見です。別冊資料は、82 ページをお開きください。破線で囲んでいる地域づくりの目標の部分でございます。愛宕山地区については、「医療・防災交流拠点」として施設整備が進められているところであり、こうした位置付けを踏まえ、基本方針の1点目として項目を追加することとしております。なお、既存の基本方針のうち、「生活拠点の形成」及び「緑豊かな住宅地の形成」に関する記述については、関係性もあることから、一つに整理しております。

3点目は、愛宕山地区に関する方針の中に、周辺の緑を守る旨の文言を入れることについての御意見でございます。別冊資料は、同じく82ページの、下側、地域づくりの方針の2点目でございます。愛宕山地区においては、諸々の施設整備が進むとともに、国による法面工事も行われているところです。これまで、周辺環境に配慮した形で整備が進められているところでございますが、方針の中に「周辺緑地の保全」という文言を加え、今後とも緑地の保全を図ってまいりたいと考えております。

4点目と、資料本編26ページの5点目の御意見につきましては、第5章における文言表記に関する御意見ですが、それぞれ資料のとおり修正しております。内容の説明については省略させていただきます。

次に、6点目の御意見についてです。第5章、都市計画マスタープランの実現に向けて、については、市として進めるべき内容と、制度や考え方を示しているものが、並列で記載されており、どの段階で、誰にとって、何が必要か、ということが分かり難い、との御意見をいただいておりますこれを受けて、構成の見直しを行ったところでございます。別冊資料は99ページからでございますが、1番目として、まずは、本計画に基づき、全市的な取り組みを、どのように進めるのかを示す構成としています。その次に、101ページですが、2番目、「地区まちづくりの推進」として、地区の実情に応じたまちづくりの進め方を示す流れに変更しております。その下ですが、3番目、重点プロジェクトの推進として、重点的な施策をピックアップしてお示しし、103ページの4番目には、マスタープランの管理と継続的な改善に関する内容を、5番目には、まちづくりを進めていく上で重要となる「協働のまちづくり」の考え方についてお示しし、これをもってまちづくりに取り組んでいく、という構成に組み替えております。

こうして修正したマスタープラン（案）により、パブリックコメントを実施したところでございます。資料本編の27ページを御覧ください。パブリックコメントでいただいた御意見と、市の考え方を整理しております。パブリックコメントの募集にあたっては、市報等で周知した上で、1月10日から2月10日までの間、市役所、総合支所、ホームページ等において改訂案を公開し、意見を受け付けたところでございます。この改訂案に対して、2名の方から、16件の御意見をいただいております。御意見の内容につきましては、文章表現やアンケート分析、具体的な事業等に関するものでしたが、方針自体の修正に関わるものではございませんでした。また、都市計画マスタープランは、「都市計画に関する基本的な方針」を定めるものであり、各事業の具体的な取り組みについて定めるものではございません。具体的な事業実施については、本計画に基づいて、各所管課において進めていくこととなります。それぞれ、対応欄にある考え方により、文章修正等を行っておりますが、説明については省略させていただきます。

この他、事務局により、字句の修正や図データの更新などを行っておりますが、方針として変更しているものではございませんので、説明は省略させていただきます。御了承のほど、よろしくお願いたします。

す。以上が、前回会議以降の修正点でございます。

○塚本会長 ありがとうございます。只今、前回の審議会での意見を踏まえた修正事項、それからパブリックコメントで出た御意見に対する対応ということ踏まえて、最終の案を今回お示しいただいたという御説明でした。只今の事務局の説明に対する質疑や御意見などございましたらよろしくお願ひいたします。

前回の審議会で頂いた御意見も、思い出してみると多々出ておりました、それに対する事務局からの回答も示されています。最後の5章の、この計画をどの様に具体化していくかという部分についても、かなり整理をしていただいて、この計画の位置付け、それからそれを受けて市としてどの様に進んでいき、市民にどの様に伝わっていくのかという組み立てが、かなり分かりやすく整理されてきたのではないかと思います。

ここまでの所で御意見は無いようです。これで、都市計画マスタープラン改訂版の全編が整ったこととなります。本日は、この改訂案について諮問を受けているところですので、改めて全体構成や内容について事務局から説明をいただき、当審議会として確認をしたいと思ひます。事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。先ほどの修正等を反映して作成しましたのが、別冊資料としてお示ししている「岩国市都市計画マスタープラン（改訂版）（案）」でございます。本日、本計画についてご確認いただくにあたり、この別冊資料により、改訂案全体の内容について、改めて、簡単に御説明させていただきますと思ひます。それでは、別冊資料の1ページをお開きください。この度改訂しております都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことでございます。これは、下の図にあるように、『岩国市総合計画』、山口県が定める『都市計画区域マスタープラン』に即した計画として定めることとされております。この度の改訂は、これらの上位計画の更新や、法令改正、事業進捗等を受けて、平成23年に策定した『岩国市都市計画マスタープラン』の改訂を行うものでございます。改訂後は、本マスタープランに基づき、関連計画とも連携しながら、都市計画の決定や変更、計画に沿った事業等を実施していくこととなります。序章では、このほか、計画の対象範囲を市全域とすること、目標年次を平成37年とすることなどを定めています。また、第1章では、岩国市の現状と都市づくりの課題について整理しておりますが、説明については省略させていただきます。

資料の33ページをお開きください。第2章、都市づくりの目標でございます。ここでは、マスタープランの将来像を「豊かな自然と共生する 活力あふれる都市 いわくに」とし、この実現に向けた3つの基本理念を掲げております。

34ページをお開きください。目標人口を掲げております。本市の人口については、今後も減少が続くことが推計されておりますが、総合計画、及び人口ビジョンにおいて、各種施策を推進することにより、推計値を上回る人口目標が掲げられています。改訂案におきましては、これらの上位計画との整合を図り、平成37年の目標人口として、12万8,000人を上回ることでございます。

37ページをお開きください。都市づくりの基本方針の体系図を整理しております。現計画と大きく変わるものではありませんが、社会情勢の変化や、審議会における御意見等を踏まえて、部分的な修正を行っております。ここで掲げる都市づくりの目標に向け、第3章の全体構想、第4章の地域別構想を整理しているところでございます。

41ページをお開きください。将来都市構造図をお示ししております。都市拠点、地域拠点などの「拠点」

と、拠点間を結ぶ「都市軸」、土地利用の大きな位置付けを表す「ゾーン」により、本市の将来都市構造を示したものでございます。なお、他都市との連携を担う軸である「広域連携軸」につきましては、この度の改訂により、都市圏を連携する路線と、それ以外の路線とでメリハリをつけた表示に変更しております。

43 ページからは、第3章 都市づくりの方針（全体構想）として、全市的な視点による取り組みの方針を、土地利用、市街地整備、都市施設整備などの分野別に定めております。この全体構想では、関連計画との整合や、事業進捗等に伴う方針の修正を行っております。

また、資料の53 ページでは、将来幹線ネットワークイメージとして、先ほど御説明しました将来都市構造図の変更に沿った形で主要なネットワークを表示しております。あわせて、県が策定する「岩国広域都市圏の方針」との整合を図り、欽明路道路を広域連携軸、国道2号の一部を都市連携軸として表示するほか、岩国西バイパスについても広域連携軸としての表示に修正しております。

資料の56 ページの交通施設の整備方針図についても、同様に、路線表示を修正しているところでございます。

59 ページからの「自然的環境の保全・整備の方針」では、今年度策定予定の『みどりの基本計画』との整合を、63 ページからの「景観形成の方針」では、平成24年に策定した『岩国市景観計画』との整合を図るなど、関連計画の策定状況を踏まえた改訂を行ったところでございます。

71 ページからは、第4章 地域づくりの方針（地域別構想）として、各地域における取り組みの方針をお示ししています。方針図により、各地域の方針の概要を御説明させていただきます。

76 ページをお開きください。麻里布・川下地域については、都市拠点を中心として、北は装束、南は川下までをエリアとして設定しております。この度の改訂においては、岩国駅周辺の市街地において重点的な緑化に取り組むことを盛り込んだほか、岩国港における大型船の寄港誘致等を方針として整理しております。

81 ページをお開きください。西岩国地域については、岩国城下町地区周辺や御庄、藤河地区などをエリアとして設定しております。観光拠点である岩国城下町地区において、景観保全やまちなみ環境の整備に向けた取り組みが進んでいることから、こうした取り組みとの整合を図るほか、事業の進捗等に伴う変更を行っております。

85 ページをお開きください。南岩国地域については、南岩国駅や平田地区、愛宕山地区などをエリアとして設定しております。愛宕山地区における「医療・防災交流拠点の形成」を地域づくりの目標として位置付けたほか、緑地の保全や、運動施設エリアに関する記述を盛り込んでおります。

89 ページをお開きください。岩国南部地域につきましては、岩国地域のうち、藤生地区より南側をエリアとして設定しております。医療センター跡地において、「福祉のまちづくり」を目指し、環境に配慮した適切な土地利用を図ることを盛り込んだほか、事業の進捗等に伴う変更を行っております。

93 ページをお開きください。由宇地域につきましては、由宇町の区域をエリアとして設定しております。方針として大きく変えたものではありませんが、南バイパスの南伸構想について図示したほか、事業の進捗等に伴う変更を行っております。

97 ページをお開きください。玖珂周東地域につきましては、玖珂町及び周東町の都市計画区域をエリアとして設定しております。由宇地域と同様、方針として大きく変えたものはありませんが、事業の進捗等に伴う変更を行っています。

99 ページからは、第5章として、都市計画マスタープランの実現に向けた取り組みについて、取りまとめしております。冒頭に申しましたとおり、1 番目として、まずは、本計画に基づき、全市的な取り組みを、どのように進めるのかを示した上で、2 番目、「地区まちづくりの推進」として、地区の実情に応じたまちづくりの進め方を示しております。また、3 番目に、重点プロジェクトとして、幹線道路整備の促進、土地区画整理事業の見直しなど6 点を掲げております。そして、本マスタープラン改訂後は、本マスタープランの管理と継続的な改善を行うとともに、「協働のまちづくり」を進めていくこととしております。改訂案についての説明は以上です。なお、当審議会におきまして、本日、審議会からの御意見をいただいた後、案の調整を行い、公表に向けた手続きを進めてまいりたいと考えております。公表は今月中を予定しております。

以上、諮問第 16 号「岩国市の都市計画に関する基本的な方針の改訂について」の説明とさせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○塚本会長 ありがとうございます。先ほどの御意見に対する修正等を踏まえて最終的な計画案についての説明がございました。何回かの会議でしたので最初の方についてどの程度鮮明に記憶されているかという事もありますが、会議の中で出た御意見については内容を踏まえながら取りまとめていらっしゃると思いますので、最後にざっと見て頂いてお気づきの点などございましたら、御意見等頂ければと思います。

特にございませんでしょうか。御意見として特に無いようですので、審議会としての意見を取りまとめたいと思います。この度付議されました、諮問第 16 号について、特に大きな意見はないと判断いたしました。つきましては、支障のない旨を市長に答申するという事でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○塚本会長 御異議のないものと認めます。よって諮問第 16 号について当審議会として支障無い旨を、市長に答申いたします。

それでは、本日予定された議事については、以上でございます。委員の皆様から、何かご質問がありますでしょうか。

皆様の御協力により円滑な審議を行うことができました。ありがとうございます。事務局の方にお返し致します。

○事務局 委員の皆様方におかれましては、熱心な御審議をいただき、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第 22 回都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

[15 時閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第 13 条の規定により署名する。

平成 29 年 3 月 31 日

議事録署名委員 植 野 正 則

議事録署名委員 長 野 寿